

# 日高王国推進協議会

新型コロナウイルス感染拡大防止対応ガイドライン

～安心・安全な農林漁家体験民泊のために～

(第1版)

令和2年9月

※このガイドラインは令和2年9月15日現在の内容となっており、状況の変化や国の発表等により修正や追記が生じる場合があります。

## はじめに

政府により、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき新型コロナウイルス感染拡大に伴う「緊急事態宣言」が行われ、各都道府県において外出自粛等の緊急事態措置が講じられました。

この間、教育旅行については、中止・延期を余儀なくされましたが、同年5月25日の宣言解除により、今後、再開が見込まれているところです。

日高王国推進協議会では、コロナ禍での民泊受入にあたり、学校・旅行会社・受入家庭それぞれが安心して参加できるよう、「新型コロナウイルス感染拡大防止対応ガイドライン」を作成しました。

これまでとは異なる点がありますので、予めご了承ください、安心・安全な農林漁家体験民泊の実施にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日高王国推進協議会

会 長 池 田 拓

## 1. 日高王国推進協議会による基本的な感染予防策

日高王国推進協議会では、参加者の方が安心して体験民泊に参加できるように、次のとおり、基本的な感染予防策を励行します。

### (1) 事務局による基本的な感染予防策

#### ① 対面式・解散式

ソーシャルディスタンスに配慮した会場設営とし、こまめな換気を励行します。

出席者全員にマスクの着用を求めます。

会場入り口にアルコール消毒液を設置し、入場者全員に手指の消毒を求めます。

#### ② 受入家庭への感染予防策の指導

受入家庭に対して「(2) 受入家庭による基本的な感染予防策」の励行を指導します。

#### ③ 参加者の連絡先の把握及び保管

受入後に感染者が発生した場合に備え、すべての参加者(学校)・同行者(旅行会社)の名簿(連絡先)を最低1か月間保管させていただきます。

### (2) 受入家庭による基本的な感染予防策

#### ① ソーシャルディスタンス

極力1～2mの間隔をあげ、なるべく対面での会話・作業は避けます。

#### ② マスクの着用

食事、入浴、就寝時間以外はマスクを着用し、熱中症対策として外す場合は、人との間隔を十分にあげます。

### ③ 手洗い

作業体験後、トイレ利用後、調理前、食事前、帰宅後等は、こまめに石鹼による手洗いを励行し、タオルの共同使用を避け、個人のハンカチまたはペーパータオルを使用します。

### ④ 換気

こまめな換気を励行します。

### ⑤ 体調の確認

毎朝、体温測定を行い、健康状態を確認します。

### ⑥ 調理・食事

調理は衛生面に十分留意し、大人数（10名以上）での食事は避けます。

また、大皿や鍋料理は避け、食事中的会話も控えめにします。

### ⑦ 使用したマスク等の取扱い

使用中のマスクを置く場合はビニール袋に入れて保管し、使用後のマスクや、口・鼻等を拭いたティッシュは、ビニール袋に入れてからゴミ箱に捨てることとします。

## 2. 受入前に行う感染拡大予防のための取組

(1) 事務局・受入家庭では、受入の2週間前から次の事項を実践します。

学校（参加者全員）・旅行会社（同行者全員）についても、同様に“事前協力”をお願いします。

- 感染予防のための「新しい生活様式」に基づく日常生活の実践
- 毎朝の体温測定と健康状態の確認
- 感染または感染の疑いが確認された場合の速やかな報告

(2) 受入家庭では感染予防のため、次のものを用意します。

- ハンドソープ（またはアルコール消毒液）
- 手拭き用のペーパータオル
- ゴミ箱（手洗い場・生徒の寝室に設置）
- ビニール袋（使用済マスク、ティッシュ廃棄用）
- マスク（受入家庭家族人数分×受入日数分）
- 体温計（受入家庭家族用）

(3) 学校（参加者全員）・旅行会社（同行者全員）は感染予防のため、参加時に、次のものを持参してください。

- マスク（1日1枚）
- 体温計
- ハンカチ（1日1枚）

### 3. 感染拡大状況による受入中止または延期について

日高王国推進協議会では、体験民泊の受入によって感染拡大が危惧される状況を確認した場合に、受入予定の学校・旅行会社と速やかに連絡を取り、受入の中止または延期を決定します。

(1) 「国・都道府県等による感染拡大予防に係る自粛要請等」に該当する場合

次に該当する場合は、速やかに中止または延期を協議します。

① 「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言」の期間中に、日高王国推進協議会受入地域（以下「日高王国地域」という。）または参加者（学校）・同行者（旅行会社）の生活圏（以下「参加者等生活圏」という。）が、「緊急事態措置を実施すべき区域」等に該当する場合

② 日高王国地域または参加者等生活圏を所管する都道府県等が「移動自粛」を要請している場合

※ただし「移動自粛の対象外である地域間での移動の取組」は除く

③ 国、日高王国地域または参加者等生活圏を所管する都道府県等が「教育旅行民泊の取組を自粛要請の対象」としている場合

④ 国による「新型コロナウイルスに関する水際対策強化（新たな対策の強化）」の一環で、「出入国管理及び難民認定法に基づき上陸拒否を行う対象地域」からの入国を伴う取組の場合

※ただし上記の「上陸拒否を行う対象地域からの入国を伴わない取組」、「国内移動のみの取組」は除く

⑤ 参加者等生活圏と日高王国地域間の往来経路が「緊急事態措置を実施すべき地域」を通過する場合、あるいは参加者等生活圏・日高王国地域の一方あるいは双方が「緊急事態措置を実施すべき地域」を通過する移動に関しても「移動自粛」を求めている場合

(2) 日高王国推進協議会による受入中止または延期等検討基準

次に該当する場合は、速やかに中止または延期を協議します。

- ① 日高王国地域または参加者等生活圏を所管する都道府県において「継続的に新規感染者」が確認されている場合
- ② 日高王国推進協議会事務局、受入家庭、学校（参加者全員）及び旅行会社（同行者全員）の中で「感染・感染の疑い」を確認した場合
  - ※ただし「感染したが、既に入院・宿泊療養を受けて退所している方」は除く
  - ※「感染の疑い」とは、次のいずれかに該当した場合をいう。
    - 「感染者の濃厚接触者」に該当する場合
    - 「集団感染が確認された行事・場所」に参加・滞在していた場合
    - 本人及び同居者が「感染の疑いがある症状」を発症している場合
- ③ 日高王国滞在前の旅程の中で「感染する可能性がある滞在先や利用先の予定」があり、感染予防に配慮した旅程に変更していただけない場合
  - ※「継続的に新規感染者が確認されている地域」での滞在や、「感染が確認された、または感染予防が不十分とみられる施設・交通機関等」の利用等
- ④ 日高王国地域での「教育旅行民泊の受入による感染拡大予防の取組」が不十分な状況の場合
  - ※日高王国推進協議会事務局による感染・感染の疑いを確認した場合の対応体制が不十分な場合や、受入予定の学校・旅行会社、日高王国地域を所管する自治体及び北海道浦河保健所からの「感染拡大予防に係る要望等」に十分に対応できない場合
- ⑤ 学校（参加者全員）・旅行会社（同行者全員）に、受入前に行う感染拡大予防のための“事前協力”に応じていただけない場合

⑥ 受入中に感染状況の変化により、その後の受入の安全な継続が困難となる可能性が大きいことがわかった場合

(3) 感染拡大状況による受入中止に係る費用負担について

日高王国推進協議会では(1)または(2)による受入中止が決まった場合についても、通常のキャンセルポリシーを適用します。

ただし、次の場合はキャンセル費用の負担は発生しません。

- ・(2)②のうち、日高王国推進協議会事務局及び受入家庭からの「感染・感染の疑い」が確認されたことによる中止または延期
- ・(2)④の適用による中止または延期

【参考】日高王国推進協議会キャンセルポリシー

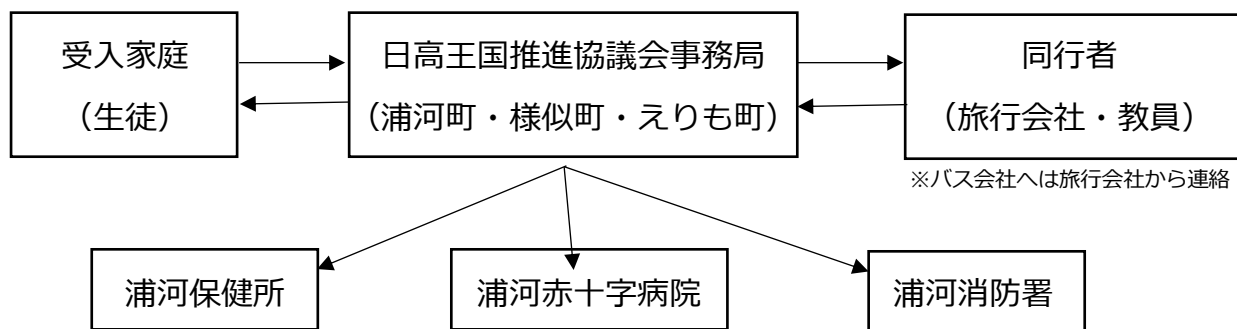
キャンセル連絡日	費用負担割合
2日前	30%
前日・当日	100%



## 4. 受入中に「感染・感染の疑い」を確認した場合の対応

日高王国推進協議会では、体験民泊の受入中に「感染・感染の疑い」を確認した場合の緊急連絡体制や対応策について定め適正に対応します。

### (1) 関係機関との緊急連絡体制について



- 受入前に、浦河保健所、浦河赤十字病院及び浦河消防署へ「体験民泊の受入概要」を届出し、事前に指導や助言を受けた場合は、必要な対策を講じます。
- 事務局は、受入期間の前後14日間に日高振興局管内での感染が公表された場合は、学校及び旅行会社へ速やかに報告します。
- 受入中に災害が発生した場合は、日高王国地域を所管する自治体及び医療機関等との連携体制を設け、避難時や避難所等での感染予防を図ります。

### (2) 受入中に「感染・感染の疑い」を確認した場合の対応策

#### 「感染」を確認した場合

- ① 速やかに発症者の隔離・看護を行い、濃厚接触者の特定と隔離・健康観察を行います。
- ② 浦河保健所と医師の判断に従って、発症者と濃厚接触者に対応します。
- ③ 浦河保健所や医師等の意見を参考にして、学校・旅行会社と事後の行程等を検討します。

「感染の疑い」を確認した場合

- ① 受入家庭、学校及び旅行会社は、「感染の疑い」を確認した場合は、速やかに事務局に報告してください。

【参考】感染の疑いがある症状の目安

息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

重症化しやすい方<sup>\*</sup>で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合（症状が2日以上続く場合は必ず相談すること）

※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある場合や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方

上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。また、症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様です。）

- ② 「感染の疑い」がある症状の方の、受診が必要かどうかを「帰国者・接触者相談センター」（浦河保健所）へ相談し判断を仰ぎます。

【帰国者・接触者外来の受診は不要と判断された場合】

受入家庭で療養又は医療機関へ受診します。

【帰国者・接触者外来の受診が必要と判断された場合】

指定の医療機関へ受診し、検査の必要性を判断してもらいます。

→検査不要又は検査後「陰性」と判定…受入家庭で療養又は医療機関へ受診します。

→検査後「陽性」と判定…感染者として、入院又は宿泊療養を開始します。

《相談窓口》 帰国者・接触者相談センター（浦河保健所）

浦 河 保 健 所 / TEL : 0146-22-3071（平日 8 : 45～17 : 30）

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 / TEL : 011-204-5020（24 時間）